第 162 回奥出雲町農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 平成 30 年 8 月 21 日(火) 午前9時~午前10時20分
- 2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室
- 3. 出席委員 (38名)
- 1 番 原 田 勲 2 番 安 部 傭 造 3 番 石 原 敬 士 4 番 高 橋 惠 子
- 5 番 勝 田 律 江 6 番 内 田 吉 彦 7 番 藤 原 功 8 番 松 原 武 雄
- 9 番 佐伯徳明 10番 若槻隆季 12番 山内博文
- 13番 宇田川光好 14番 勝部定次 15番 藤原純夫 16番 森山富夫
- 17番 渡部 光義 18番 藤原一利 19番 和久利 勝 20番 八澤幹夫
- 21番 若 槻 進 22番 植 田 良 二 23番 和 久利 健 24番 岩 田 康 男
- 25番藤原力夫 26番 石原隆幸 27番 立石 覚 28番 藤原 修
- 31番 大坂 茂 33番 安部仁司 34番 嵐谷和則 35番 松原康夫
- 37番 若槻 保 38番 高橋政伸 39番 田部一夫 40番 中林 孝
- 41番澤井浩二 42番 吉田貞一 43番 内田勝幸
- 4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川明広

- 5. 欠席委員(5名)
- 11番 濱田委員 29番 金倉委員 30番 小池委員 32番 福本委員 36番 岩田委員
- 6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	162 回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は、11 番、濱田委員。議委員総数18名中17名が出席ですので過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、14番 勝部 委員、15番 藤原純夫委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題の一部を修正いたします。議案第2号番号3について、4ページです。議題から削除いたします。 第1号議案から第5号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。 事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年8月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、△△△外 1 筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 4,143 ㎡他で計9,999 ㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△、解約届出日、解約成立日平成 30 年8月7日、土地引渡時期は平成 30 年8月21日、解約の理由、賃借人の都合による。
	以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年8月21日提出 奥出雲町農業委員会会長。
	番号1、農地の所在 △△△外 3 筆、地目は登記簿、畑、田、現況、原野、面積 1005 ㎡他で、計 5,769 ㎡です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△。非農地の事由平成 15 年頃、農地へ繋がる橋が流され川を渡って耕作していたが、平成 24 年以降から困難となり、利用しておらず、現在、原野化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、7 月9日に△△地区の 3 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。
	番号2、農地の所在 △△△外1筆、地目は登記簿、田、現況、原野、面積1551㎡他で計5283㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△。非農地の事由 番号1に隣接している農地で、事由が番号1と同様です。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、7月9日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

次、議案第1号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 35番 ○○委員

35番

はい。35番〇〇が補足説明をさせていただきます。1番と2番につきまして、同じところにあります。場所でございますが、国道□□□から△△地内にあります、□□□□から△△方面へ抜けまして350メートルくらい行きますと右側に○○宅がございます。その反対側に斐伊川が通っておりましてその向こう側の農地でございます。先ほど、局長さんからご説明がありましたように平成15年ころに農地へつながる橋、一本橋でございますがそれが流され、耕作するには川をトラクターは浅いときに渡って、おこしているという中で平成24年ごろから困難ということです。そういう状況で現在原野化しているという事でございます。それぞれ○○さんも同様でございますのでご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。

議案第1号番号1について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

举手全員

よって議案第1号番号1について承認することに決しました。

次、議案第1号番号2について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

举手全員

よって議案第1号番号2について承認することに決しました。

次、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成30年8月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1、農地の所在 $\triangle \triangle \triangle$ 、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 674 ㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle\triangle$ 、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle\triangle$ 、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 50,000 円です。

番号2、農地の所在 $\triangle\triangle$ 2 筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 825 ㎡他で計 1,320 ㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle$ 、経営面積は ご覧の通りです。譲受人氏名 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle$ 、経営面積はご覧の通りです。 なお、 $\triangle\triangle$ と $\triangle\triangle$ については、共有持分が2分の1であり、今回の所有権移転について、 もう一方の所有者の同意を得ています。

番号3については、今回は取り下げられました。

以上2件の案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従 事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地 法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと 考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。

25番 ○○委員

25番

はい。25番○○が補足説明いたします。

△△の△△自治会内でございます。国道□□□沿いに□□□□の工場がございますが、そこから△△自治会方面へ100mいったところに□□□というお寺がその□□□の横、町道挟んで畑があります。そこからさらに 100 メートル行きますと購入される○○○○さんの圃場がございます。○○さんは△△自治会の方でございます。実際耕作されますのはお父様○○○○さんが耕作されております。圃場が一町ばかり、畑が3か所ばかり耕作されており町の職員をしておられまして退職して農業だけをしておられます。△△の町の中山間の代表もしておられます。譲渡人の○○○さんですが、△△自治会の方で住まいをされてますが93才というお年でいずれは施設のほうに入りたいという事で家とか土地を処分したいという事でこの申請に至ったという事でございます。審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。

議案第2号番号1について質疑に入ります。3条の有償移転です。対価5万円です。これは 総額5万円ですか?

25番 はい。

議長質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

举手全員

よって議案第2号番号1について承認することに決しました。

次、議案第2号番号 2 について担当委員の補足説明をお願いいたします。 7番 ○○委員

7番

7番○○が補足説明させていただきます。この場所は△△地区△△地内にございまして、□□□線を△△方面に向かいますと町道△△△線というのがありましてそれを50メートルほど入ると○○宅が左側にあります。その敷地内左にあります。現在○○さまは△△にお住まいでして、あまり帰っておられませんので、草を刈ったりはしておられますがなかなか耕作ができないという事で、○○さんところと○○さんは□□□の参道を挟みまして30メーターくらいしか離れていませんけど○○さんのほうは熱心に農業をしておられましてこれからも荒廃地を頑張って、やりたいという事で要件も満たしておりますので特に問題はないと思われますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。

議案第2号番号2について質疑にはいります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

よって議案第2号番号2について承認することに決しました。番号3については初めに話しました通り、削除いたします。

次、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。

事務局

議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年8月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 2,372 ㎡のうち 6.00 ㎡。 申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 浄化槽施設、施設 合併浄化槽施設、転 用理由は、宅地に適地がないため。除地については平成29年12月22日に許可となっていま す。

番号2、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 196 ㎡。申請人氏名 ○○○、住所 △△△、転用目的 露天駐車場、施設 露天駐車場、進入路、転用理由は、同居する家族が増え、車両が増えるため。除地については平成30年6月7日に許可となっています。

以上の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。

以上ご審議よろしくお願いいたします

議長事務局の説明が終わりました。

議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。

16番 ○○委員

16番 番号1についてご説明いたします。

事務局から説明がありましたように浄化槽を設置するという案件でございます。

申請地は△△の△△自治会内でございまして。△△集落というところでして、集落排水の計画 区域外にあるお宅でございます。以前はお父さんとお母さんの二人暮らしでしたけれど近年○ ○さんが退職になられて、ご夫婦そろって△△から帰られて常時4人、それからお孫さんが来ら れたれた場合には、さらににぎやかになるという事で、浄化槽を設置するという事でございま す。宅地の中にそういうスペースは、ございませんので、宅地と地続きの2372 ㎡の畑の一部に 浄化槽を接地するということに伴います転用でございます。まわりは全部自分のとこの畑でございますので、被害はないとみ受けたところでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長担当委員の補足説明が終わりました。

議案第3号番号1について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第3号番号1について承認することに決しました。

次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。

43番 ○○委員

43番

43番の○○が説明させていただきます。

この場所は△△の□□□の隣の高台にある○○家でございますが、書いてありますように畑の一部を利用させていただきまして露天の駐車場とかそれから進入路とかに使いという事で全部自分の土地ですので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

よって議案第3号番号2について承認することに決しました。

次、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年8月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 64 ㎡。権利種別は賃貸借です。賃貸人氏名 ○○○○、住所 △△△、賃借人氏名 ○○○○、所在地 △△△、転用目的 宅地拡張、施設等 個人用住宅、転用の理由、追認 昭和 53 年頃、家族が増えたため、畑と隣接している宅地の拡張を行い増築した。除地は平成 30 年 6 月 7 日に許可となっています。

顛末書が出ております。

番号2、農地の所在、△△△外1筆、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積51㎡他で計61㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、譲受人氏名 ○○○、所在地 △△△、転用目的 墓地、施設等 墓地、進入路、転用の理由、現在の墓地は、高い山の上にあり、登り下りが困難なため、申請地に新設したい。除地は平成30年6月7日に許可となっています。

番号3、農地の所在、△△△外1筆、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 114 ㎡他で計 123.99 ㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、譲受人氏名 ○○○○、所在地 △△△、転用目的 墓地、施設等 墓地、進入路、駐車場、転用の理由、現在の墓地は、遠い高所にあり、参拝も管理も困難であり、申請地に新設し、あわせて進入路、駐車場を整備したい。除地は平成 30 年 6 月 7 日に許可となっています。

以上の案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。

20番 ○○委員

20番

番号1について説明いたします。

□□□から \triangle のほうへ向かいますと陸橋がございまして、くぐりましてすぐのところに \triangle △ \triangle 川というのがあります。その左側に \bigcirc ○さん宅があります.

昔、魚屋さんでしたけれども廃業しておられますが、後ろの土地になります。

今回、こうして分かったわけですけれども、昔整地してしまってあるところが農地だったという事で、今回の届出をされたということでございます問題はないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明がおわりました。

議案第4号番号1について質疑に入ります。

質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします

举手全員

よって議案第4号番号1について承認することに決しました。

次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員

21番

21番○○が説明させていただきます。

2番の場所のほうですけれども、□□□□の△△峠を越して降りたところに十字路がありますが、そこの左。左の山手のほうに今までの墓がありまして、JR を越したところですけど。○○さんと○○さんは親戚関係でございまして、

○○さんと○○さんのちょうど中間地点にこの度の畑がございましてそこへ、という事でございます。○○さんのおばあさんが車いすを利用しておられるという事で、何とか町道の近くで車いすでも行けるようにという事でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。

議案第4号番号2について質疑に入ります。

質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします

举手全員

よって議案第4号番号2について承認することに決しました。

次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします 16番 ○○委員

16番

16番 ○○です補足説明します。この申請地は△△の△△自治会内にあります畑でございます。申請人の○○○さんは△△の□□□のすぐ裏のお宅にお住まいです。○○○○さんは△△の□□□から△△△のほうへ抜ける町道がございますけれども、それを150メートル行ったところにあるのが○○○○さんの自宅でございます。そのとなりにある畑を今回申請していらっしゃいます。○○○○さんの現在の墓は自宅から800メートル離れた高台にありまして、非常に墓参り等が不便。それから自分らも年を取ったという風なことから移転をしたいという希望を持っておられます。申請の畑、二枚に分けておられますが、一つ下のが、墓にするように分筆なさっています。上の分が残地といいますか。もともとは一つの番地でしたが、墓を作るかという事で前もって分割していらっしゃる。墓については○○○○さんに取得して、残った畑ですが、

進入路に。それから○○さんの車庫は持っていらっしゃいますけれども、来客時に停めるところがないという事で町道と自宅との間が7メーターくらいしかないですが、その間にある畑でございまして利用状況は、「年に一作」作っておられるという状況です。あとは草刈程度でございます。そこへ墓を移転したいという事でございます。100メートル以内の民家の同意もすでにとられての申請でございます。何ら問題はないと見受けております。よろしくお願いいたします。

議長担当委員の補足説明が終わりました。

議案第4号番号3について質疑に入ります。

1番 すいません

議長 はい。1番

1番 2番、3番についてですが、いずれも墓地という事ですが対価はどのくらいですか。参考に聞かせてください。 今後こういう相談がございますので。

議長事務局わかりますか

事務局 土地代ですか?ぜんぶですか?

16番 土地でいいじゃないですか

事務局 はい。○○さんの案件が土地代160,000円です。○○さんの案件は 48,800円です。 以上です。

1番 はい。わかりました。

議長 他に質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします

举手全員

よって議案第4号番号3について承認することに決しました。

次、議案第5号 農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。利用権設定です。

事務局説明してください。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年8月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1 農地の所在 △△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は、968㎡他合計112 08㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年1か月 10a 当たりの賃借料は12,000円です。

番号2 農地の所在 △△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 345㎡外11578㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は4,870円です。

番号3 △△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2118㎡ 他合計6247㎡ 内容は再

設定です。 利用権を設定する者 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle\triangle$ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、住所 $\triangle\triangle\triangle$ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田期間は3年5f月 10a 当たりの賃借料は17,937円です。

番号4 △△△外1筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積は4143㎡外合計9999㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は畑 期間は3年 無償です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての 農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本 構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。

以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長事務局の説明が終わりました。

議案第5号番号1について担当者の補足説明をお願いいたします。

23番 ○○委員

23番 番号1につきまして23番○○が説明いたします。

所在地ですけれども□□□線 △△自治会内で、沿線沿いの比較的条件のよい田んぼです。 ○○さんと○○さんですが親戚関係でございまして以前からやっておられまして、管理のほうも されていますし問題ないと思います。再設定ですので特別問題ないと思います。よろしくお願い いたします。

議長担当委員の補足説明が終わりました。

議案第5号番号1について質疑に入ります。

質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします

举手全員

よって議案第5号番号1について承認することに決しました。

次、議案第5号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 27番 ○○委員

27番 番号2につきまして27番の○○委員

この農地は△△地区△△自治会にございまして、□□□□の工場のほうから□□□線を△△
方面に500メートルくらい行ったところにある農地でございます。

○○さんは△△の△△にお住まいという事で従来から□□□□のほうで耕作をされておりまして、適切に管理をされており問題ないかと思います。

賃借料に端数がついておりますが、総額で契約をされています関係で割り戻すとこのような金額になるという事でございますのでよろしくお願いいたします。

議長はい。担当委員の補足説明が終わりました。

議案第5号番号2について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

举手全員

よって議案第5号番号2について承認することに決しました。

次、議案第5号番号3について担当委員の補足説明をおねがいいたします 5番○○委員

5番

番号3につきまして5番○○のほうから補足説明させていただきます。

○○○○さん、○○○○さん△△自治会の方でございます。隣同士でございます。

農地につきましては□□□□の上のほうにございます。それから○○○○さんの家の上のほうにございまして、これまでも適切に管理されてます。再設定でございます。

ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました

議案第5号番号3について質疑に入ります。

質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします

举手全員

よって議案第5号番号3について承認することに決しました。

次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番○○委員

42番

42番○○が補足説明させていただきます。

○○さんの畑ですけれども開パイでして、△△の奥にあります開パイでそのうち内二つが○○さんのが、○○さんの所有でございます。これまでまとめて□□□□□さんが、作っておられましたけれども、だんだんやめられて現在に至っていますけれども。○○さんのところ、○○さんというのはお父さんです。一番最初に名前の変更がありましたように

娘さんが管理するという事になりましたけれども。なかなか耕作できないという事で出されるという事でございます。よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。

議案第5号番号4について質疑に入ります。

開パイの農地を公社のほうに集積するものでございます。

質疑ございませんか

(はいの声)

承認することに異議ございませんか

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

举手全員

よって議案第5号番号4について承認することに決しました

以上本日上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局のほうからお願いいたします。

事務局

「農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金」について事務局説明

議長

以上持ちましてすべての日程を終了いたします。

次回の総会は9月20日 9時から横田庁舎で行います。

大変お忙しい中ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議	長	18番	
議事録署名	益	14番	(FI)
議事録署名	公委員	15 番	(fi)